

ポイント

子どもと保護者の24時間、365日の生活全体を見て、バランスよく充実させるため、子ども・子育て支援施策を1.3億円程度拡充

A 学校外での子育て

【現状】

- ・ 放課後児童クラブの多くは、18時頃までで閉所
- ・ 夏休みなどの長期休業において、放課後児童クラブの多くは、朝8時以降に開所
- ・ 放課後児童クラブの待機児童数は増加
H29：81人→H30：115人→R元：190人
- ・ 希望者が多数のため、結果的に高学年を中心に受け入れが十分にできていない

事業費 5.7億円

A 学校外での子育て支援の充実

○ 放課後児童クラブの支援を拡充

- ・ 利用時間延長対策【新規】
- ・ 待機児童対策【拡充】
- ・ 放課後児童支援員等確保対策【拡充】

事業費 7.8億円（+2.1億円程度）

B 子どもの医療費

【現状】

- ・ 県内の小学生約3万5千人のうち、約28%、約9千9百人の小学生が医療費負担の軽減を受けていない

事業費 5.8億円
(乳幼児医療費助成分)

B 子ども医療費助成の拡充

- ・ 県内全ての小学6年生までの子どもが医療費負担の軽減を受けることができるようにするため、現行の「しまね結婚・子育て市町村交付金」の対象・規模を拡大【拡充】

事業費 8.0億円（+2.2億円程度）

C 学校教育

(1) 全国トップレベルの小中学校の少人数学級編制

[1学級あたりの児童生徒数の基準]

- ・ 全ての学年・学級に一律で少人数学級編制を導入している都道府県は本県を含め2県
- | | 〔国基準〕 | 〔県基準〕 |
|------------|-------|-------|
| 小学1,2年生 | 35人 | > 30人 |
| 小学3年生
~ | 40人 | > 35人 |
| 中学3年生 | | |

※国基準には国予算の配置基準の場合も含む

事業費 1.1億円

C 学級編制の見直し等

(1) 小中学校の少人数学級編制

[1学級あたりの児童生徒数の基準]

- ・ 教育委員会に見直しを指示

全国でトップレベルの単独措置となっている公立小中学校の「少人数学級編制の基準」及びこれを補完する「スクールサポート事業」を見直し、単年度で概ね3億円の財源を捻出すること

事業費 8億円（▲3億円程度）

(2) 小中学校の学校司書等配置（読書活動推進）

- ・ 県内全ての公立小中学校が学校司書等配置
- ・ H29年度に国から市町村への地方交付税が拡充され、国・県の財源措置が市町村の事業費を上回る状況

事業費 1.6億円

(2) 小中学校の学校司書等配置（読書活動推進）

- ・ 教育委員会に見直しを指示

県が財政支援している事業費と同じ部分に向けて、国から市町村へ地方交付税措置が行われていることを踏まえ、今後の見直し方針を定めること

見直し方針及び事業費規模を検討

※ 事業費は、平年ベースの額

子ども・子育て支援施策の拡充の考え方

1. 基本的な考え方

- (1) 学校外の子育て環境について、学校外での子どもの居場所となる放課後児童クラブでは、その多くが18時頃までで閉所しており、育児をしている女性の有業率が高い中、子どもをクラブ開所時間内に迎えに行くことが、親の負担となっている。
また、待機児童数は、H30年度の待機児童数が115人、R元年度の待機児童数が190人と、年々増加している。さらに、高学年を中心に潜在的な待機児童が発生している。
- (2) 子どもの医療負担の軽減についても、県内の小学生約3万5千人のうち、約28%、約9千9百人の小学生が医療費負担の軽減を受けていない状況。
- (3) 一方、小中学校の学級編制については、国基準を超えて少人数学級編制を実施。
国基準を超える少人数学級を、全ての学年・学級において一律に導入している都道府県は、本県を含めて2県であり、学級編制において、本県は全国で最も手厚い制度となっている県の1つ。
- (4) これまでの県の支援策は、学校内の教育体制（学級編制）では他県に比べ手厚い状況であったが、こうした学習面だけでなく、子育てに負担感や不安を抱えている多くの保護者が、生活面においても安心して子育てができるようにするため、学校内外を含めた子育て環境をトータルでバランスよく充実していく。

2. 拡充及び見直しを検討する施策の概要

子どもと保護者の24時間、365日の生活全体を見て、バランスよく充実させるため、子ども・子育て支援施策を1.3億円程度拡充。

A 学校外での子育て支援の充実

- ・ 学校外での子どもの居場所づくりとなる放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童の解消等に向けた支援を2.1億円程度拡充。

B 子ども医療費助成の拡充

【8月26日の地方創生・行財政改革調査特別委員会において説明】

- ・ 県内全ての小学6年生までの子どもが医療費負担の軽減を受けることができるようにするため、現行の「しまね結婚・子育て市町村交付金」を2.2億円程度拡充。

C 学級編制の見直し等

(1) 少人数学級編制の基準

- ・ 教育委員会に対し、「全国でトップレベルの単独措置となっている公立小中学校の『少人数学級編制の基準』及びこれを補完する『スクールサポート事業』を見直し、単年度で概ね3億円程度の財源を捻出すること」を指示。

(2) 学校司書等の配置

- ・ 教育委員会に対し、「県が財政支援している事業費と同じ部分に向けて、国から市町村へ地方交付税措置が行われていることを踏まえ、今後の見直し方針を定めること」を指示。

3. 財源措置の考え方

「子ども・子育てを支援する恒久的な施策の充実」の財源は、原則、子どもに関連する施策である少人数学級編制の基準を見直すことによって生じる「恒久的な財源」によって措置するものとし、具体的には次のとおりとする。

- ・ 少人数学級編制の基準を見直すことにより3億円程度を捻出して、学校外での子育て支援の充実や、子ども医療費助成の拡充に必要な4.3億円程度の財源に充てる。
- ・ 不足する1.3億円程度は上記事業以外から捻出する。

以上、「子ども・子育ての支援施策の考え方」として、「放課後児童クラブの支援の拡充」及び「子ども医療費の助成の拡充」といった今後実施する施策の内容と、これらに必要な財源の捻出及び事業内容の見直しについて、全体をパッケージにして整理。

国の基準を超える少人数学級編制の状況（令和元年度）

出典：文部科学省調査『令和元年度における国の基準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について』

No.	都道府県	小学校						中学校		
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
1	北海道	35	35	40	40	40	40	35※	40	40
2	青森	33※	33※	33※	33※	40	40	33※	40	40
3	岩手	35	35	35	35	35	35	35	35	35
4	宮城	35	35	40	40	40	40	35	40	40
5	秋田	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※
6	山形	33※	33※	33※	33※	33※	33※	33※	33※	33※
7	福島	30※	30※	33※	33※	33※	33※	30※	33※	33※
8	新潟	32	32	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
9	茨城	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
10	栃木	35	35	35	35	35	40	35	35	35
11	群馬	30	30	35	35	40	40	35	40	40
12	埼玉	35	35	40	40	40	40	38	40	40
13	千葉	35	35	35	38	38	38	35	38	38
14	東京	35	35	40	40	40	40	35※	40	40
15	神奈川	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
16	山梨	30※	30※	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
17	長野	35	35	35	35	35	35	35	35	35
18	静岡	35	35	35	35	35	35	35	35	35
19	富山	35	35	35※	35※	40	40	35※	40	40
20	石川	35	35	35※	35※	40	40	35※	40	40
21	福井	35	35	35	35	36	36	30	32	32
22	岐阜	35	35	35	40	40	40	35	40	40
23	愛知	35	35	40	40	40	40	35	40	40
24	三重	30※	30※	40	40	40	40	35※	40	40
25	滋賀	35	35	35	35※	35※	35※	35	35※	35※
26	京都	35	35	30※	30※	30※	30※	35※	35※	35※
27	大阪	35	35	40	40	40	40	40	40	40
28	兵庫	35	35	35※	35※	40	40	40	40	40
29	奈良	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※
30	和歌山	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
31	鳥取	30	30	35	35	35	35	33	35	35
32	島根	30	30	35	35	35	35	35	35	35
33	岡山	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
34	広島	35	35	40	40	40	40	40	40	40
35	山口	30※	35	35	35	35	35	35	35	35
36	徳島	35	35	35	35	35	35	35	35※	35※
37	香川	35	35	35	35	35※	35※	35	35※	35※
38	愛媛	35	35	35	35	35※	35※	35※	35※	35※
39	高知	30	30	35	35	40	40	30	40	40
40	福岡	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
41	佐賀	35	35	35	35	35	35	35	35	35
42	長崎	30	35	40	40	40	35	35	40	40
43	熊本	35	35	40	40	40	40	40	40	40
44	大分	30※	30※	40	40	40	40	30※	40	40
45	宮崎	30※	30※	40	40	40	40	35	40	40
46	鹿児島	30※	30※	40	40	40	40	35※	40	40
47	沖縄	30※	30※	35※	35※	35※	35※	35※	40	40
国の基準を超える少人数学級編制を導入している都道府県の数	18	16	34	33	27	27	43	26	26	
	38.3%	34.0%	72.3%	70.2%	57.4%	57.4%	91.5%	55.3%	55.3%	

(注) 国の基準等については、次のとおり。

- ・国の基準：小学校1・2学年：35人 小学校3学年～中学校3学年：40人
(小学校2学年は、国加配により実質的な35人以下学級を実現)
- ・塗りつぶし：国の基準を超えて少人数学級編制を実施している学年
- ・※：少人数学級編制を一律に導入するのではなく、様々な条件を付した上で、一部を少人数学級としている学年

⇒ 全ての学年・学級において一律に国の基準を超えた少人数学級編制を導入
2県（島根県・鳥取県）